

地方消費者行政の充実・強化を求める意見書

平成21年9月に消費者庁及び消費者委員会が発足し、国民目線に立った行政の実現に向け、その第一歩が踏み出された。今後、消費者が全国どこでも消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立できるよう、国及び地方自治体は万全を期していかなければならない。

政府の平成20年度補正予算により、「地方消費者行政活性化基金」が各都道府県に造成された。地方自治体は、地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」とされる平成23年度まで基金を利用した事業を行うことができることとなった。

しかし、平成24年度以降の国の財政的支援が担保されていないため、市町村では基盤整備に二の足を踏み、消費生活相談窓口の設置がなかなか進まないという状況がみられる。また、基金の使途にも、年度ごとに取り崩し限度額があることや、相談員の人件費に直接充当できない等の問題があり、これを地方自治体にとってより使い勝手のよいものにすべきである。

よって、国におかれては、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地方消費者行政活性化基金が地方自治体にとって使い勝手のよいものになるよう、地方自治体の意見を踏まえ、「地方消費者行政活性化交付金交付要綱」の改善を図ること。
 - 2 平成23年度末までの「集中育成・強化期間」後の国の支援のあり方について、地方自治体など関係者の意見も踏まえ早急に検討を行い、必要な措置をとること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊